

よくあるご質問①

既存借入を返済せずに、新たに借入を実行する場合、保証料補給は受けられるか。

Ex)

○既存借入

資金種類	小規模企業経営改善資金
資金使途	運転資金

○新規借入

資金種類	小規模企業経営改善資金	資金種類	小規模企業経営改善資金
資金使途	運転資金	資金使途	設備資金

保証料補給

- 追加融資のため不可

融資実行

- 既存借入残高+新規借入額が限度額を超えなければ可

保証料補給

- 資金使途が異なるため可

融資実行

- 資金使途が異なるため、新規借入のみで限度額まで利用可

★CHECK

追加融資による補給禁止

- 1企業に対する補給件数を制限することで、公平性を維持している。

既存借入時の補給の有無

- 既存借入時の補給の有無に関わらず、同じ資金使途での追加融資の場合は補給できない。

融資限度額の考え方

- 資金使途ごとに限度額まで利用可能
- 同じ資金使途で2本目の借入を行う場合、既存借入の残高+新規借入額が限度額を超えてはならない。

信用保証決定のお知らせ(例)

貴金融機関 御中

信用保証決定のお知らせ(お客様用)

融資企業名	顧客番号	保証番号
借入金額	保証日	保証期間
保証金額	制度 市町村制度融資	返済方法
保証割合		

一括
分割 支払 -----円

保証料総額の計算式

保証内容等についてのお問い合わせ先

北海道信用保証協会

【担当連絡先】

苫小牧市産業経済部 産業振興室 商業振興課 融資担当

〒053-0022

苫小牧市表町5丁目11番5号
ふれんどビル テナント棟3階

電話 0144-32-6447

FAX 0144-32-4200

MAIL shogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp